

介護保険のQ&A

介護保険制度は、「介護問題」に国民全体で取り組むものとして、平成12年4月から市町村を保険者としてスタートしました。今年で4年目を迎え、昨年全国一斉に見直しを行いました。4月号から7月号では、この見直しの概要をお知らせしました。今月号は、おさらいを兼ねて質疑応答形式にまとめました。



なぜ、保険料を納めなければならないのですか。

今、老後の不安は、もし、自分が寝たきりになった場合に誰が常時介護してくれるのかということです。人の一生を見ると、二人に一人は介護が必要と見込まれています。自分、配偶者、それぞれの親のことまで考えれば、ほとんどの人が介護の問題に直面することになります。

また、実際に家庭で介護しているかたの多くは女性ですが、高齢化が進み、介護の期間も長くなり、その負担も重くなっています。介護の問題は、これまで家庭の問題



今は元気で、福祉の世話にもなっておらず、介護サービスを使う予定はありませんが、それでも保険料を払わなければならないのですか。

介護保険は、保険料などを財源として、高齢者の介護を社会全体で支え合っていくために生まれた社会保険制度です。

従って、介護サービスを受ける、受けないにかかわらず、保険料を納めていただかなければ、支え合



保険料の額を決めるための保険料の水準はどうなっているのですか。

高齢者の保険料の水準は、介護サービスの量によって決まります。つまり、要介護者のかたが多かったり、要介護者のかたがより多くの介護サービスを利用する市町村では、その分だけ保険料も高くなります。逆に、要介護者のかたが少なかったり、要介護者のかたがあまり介護サービスを利用しない市町村では、保険料も安くなります。

なお、白岡町では、平均となる保険料額(基準額といえます。)は年額37800円(月額で3156円)で、平成15年度から17年度までの3年間は同じ基準額となります。



所得が変わっていないのに、去年より年額保険料が高くなったのはなぜですか。

保険料は住民税の課税や所得などの状況に応じて5段階に設定されています。前年の所得が変わらなければ、保険料も変わらないことが原則です。しかし、保険料は3年ごとに見直しすることになっており、保険料の基準額が今回の見直しで、今までの3年間(12年度から14年度)の月額2696円から今後の3年間(15年度から17年度)の月額3156円に変わりました。そのため、所得段階が前年と同じでも去年より保険料が高くなったのです。

また、国が基準所得額を250万円から200万円に変更したために、合計所得金額が200万円以上250万円未満だったかたについては、所得段階が第4段階から第5段階へと変更になります。



4月から8月に年金から天引きされる保険料と、10月から2月に年金から天引きされる保険料の金額が違うのはなぜですか。

毎年6月に住民税が確定するまでは、一年間に納めていただく保険料の額(年額)を決定できません。

そのため、4月、6月及び8月の保険料については、仮の保険料を徴収しています。通常は、前年の2月と同額を仮徴収します。10月、12月及び2月の保険料は、



同居の家族がいますが、わたしには収入がほとんどないので、保険料を納められません。どうしたらよいのですか。

法律の定めにより配偶者や世帯主には、保険料を連帯して納付する義務がありますので、本人に収入がない場合には、本人に代わって、配偶者や世帯主のかたに保険料を納めていただくこととなります。

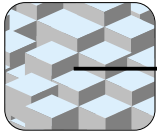


収入が少なくても、保険料が払えないのですが、どうしたらよいのですか。

一人ひとりの保険料の額は、年金のほか、給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決められます。収入が少ないかたには、無理のない負担をいただけるよう、住民税の課税状況などに応じて、5段階の保険料となっており、住民税が非課税の世帯については、低い保険料となっています。

そして、災害や扶養者の失業などで、今は保険料が払えない場合には、徴収猶予の方法があります。また、会社の倒産などで保険料の支払いが困難な場合には、減額又は免除の方法もありますので、高齢福祉課にご相談ください。

問合せ先 高齢福祉課介護保険管理係
内線174・175



税率や計算方法が 一部変わります



国民健康保険税

これまで広報紙でお伝えしてきましたように、白岡町国民健康保険財政は、年々増加する医療費と景気低迷があいまって赤字財政となっており、昭和62年以来の税率改正を余儀なくされてまいりました。

これほど長い間、税率を引き上げることなく運営できたことは、ひとえに皆さんの納税に支えられたものと感謝しています。

今回の税率改正で変更となる点は次のとおりです。

税率改正について

区分	平成15年度課税分		平成14年度課税分	
	医療分	介護分 40 ~64歳)	医療分	介護分 40 ~64歳)
被保険者1人あたりに課せられる均等割額	19,200円	7,800円	14,200円	7,000円
被保険者がいる世帯に課せられる世帯平等割額	19,800円		15,300円	
被保険者一人ひとりの所得に課せられる所得割の率	8.4%	0.75%	6.8%	0.6%
被保険者一人ひとりの固定資産税額に課せられる資産割額の率	37.9%		38.9%	

所得割額の計算方法が変わりました

土地などの譲渡所得は、所得税や住民税の特別控除金額が控除される前の所得に課税されていましたが、改正後は特別控除金額が控除された後の所得に課税されることになりました。

事業収入などから必要経費として控除されていた専従者給与は、国民健康保険税の課税においては事業収入の必要経費として控除されず、専従者の給与としても課税していませんでしたが、改正によって住民税などと同様に事業収入等から必要経費として控除され、専従者の給与として課税されることになりました。

給与所得は、給与所得にかかる収入金額の100分の5の金額（その金額が2万円を超えるときは2万円）が控除されていましたが、改正後は控除されなくなりました。

公的年金等の所得は、年齢65歳以上で所得税法に基づく公的年金等控除額の控除を受けた場合17万円が控除されていましたが、改正後は17万円を控除しないことになりました。



国保Q & A



Q 1 国民健康保険に加入していないのに納付書が届くのですが...

A 国民健康保険（以下「国保」）では一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

擬制世帯（社会保険等に加入している世帯主のいる世帯）に属する国保の被保険者のかたで、一定の条件を満たす場合は世帯主を変更することができます。

Q 3 税金を納めるのが難しいのですが...

A 税額の変更はできませんが、前年の所得について未申告の場合、申告により税額が軽減される場合があります。また、分割して納めるなどの納付相談を行っていますので、滞納のままにせず、お早めに税務課徴収管理係までご相談ください。

Q 2 社会保険に加入したのに納付書が届くのですが...

A 国保の脱退の手続きはお済みですか。

他の健康保険に加入したりして国保をやめるときは、14日以内に届出が必要です。届出が遅れたりすると、国保が負担した医療費を返さなくてはならない場合があります。

国保に関する資格の変更があった場合には、必ず届出をしましょう。

Q 4 前住所地より国保税が高いのですが...

A 市町村ごとに全体の医療費が異なるため、国保税は市町村ごとに違ってきます。白岡町は1人あたりの医療費は県内でも上位となっています。今後とも日ごろから健康管理に留意して、医療費の抑制にご協力をお願いします。

国保では総合健診（人間ドック）の補助を行っていますので、ご利用ください。